

東松山斎場

料理等取扱店登録要領及び料飲食提供に関する遵守事項等

東松山斎場指定管理者

富士建設工業株式会社・有限会社戸口工業企業グループ

代表者 富士建設工業株式会社

本社：新潟県新潟市北区島見町 3307 番地 16

東京支店：埼玉県所沢市くすのき台 1-10-4

T E L 0 4 - 2 9 9 7 - 5 3 3 3

比企広域市町村圏組合東松山斎場料理等取扱店要領

1. 目 的

この要領は、比企広域市町村圏組合東松山斎場(以下「斎場」という。)で、利用者が葬儀等を行う場合の料理や弁当(以下「料理等」という。)を取扱う店を定め、利用者の負担軽減、料理等の安全性と品質及びサービスの確保を図ることを目的とします。

2. 基 本 内 容

斎場での料理等の取扱いは、東松山斎場料理等取扱店の趣旨に賛同する料理業者で、東松山斎場を運営する富士建設工業株式会社・有限会社戸口工業企業グループ(以下「指定管理者」という。)に登録した東松山斎場料理等取扱店(以下「取扱店」という。)が行うものとしします。

3. 取 扱 店

(1) 取扱店の登録を受けようとする料理業者(以下「申請者」という。)は、次の要件を備えていなければなりません。

ア. 現に調理場を有し、営業をしていること。

イ. 渋滞時を加味し、60分以内で来場できること。

ウ. 市町村民税を滞納していないこと。

エ. 製造物責任法(PL法)を遵守すること。

オ. 料理等が、最大時には100食を超えることも予想されるので、この食数に十分対応できる設備、調理人等が確保され、追加注文が発生した場合でも対応が可能であること。

カ. 調理場は、設備とともに常に清潔さが確保され、保健所の所定の検査・指導を受け、特別に新たな指導を受けていないこと。

キ. 料理は利用者の好みと嗜好に常に注意を払い、和食、洋食等種類を豊富にし、好みに合ったものが選択できること。

ク. 利用者が選択できる多種類の料理等について、誰にでもわかるようにカラー写真等を使用し、価格、サービス内容を表示した斎場専用のパンフレットを準備出来ること。

ケ. 料理の供給にあたっては、取り皿、箸、おしぼり等を付帯として、一式の料理等を供給し所定の場所に配膳を行い、食後は責任を持って後片付けを行うこと。残飯等については、申請者が持ち帰ること。

- コ. 後片づけはご葬家退出後に最短で行い、次使用申請者がすぐに配膳できるよう引き継ぐこと。
 - サ. 料理等の供給にあたっては、温かい料理は温かく、冷たい料理は冷たくサービスできるシステムと体制が整っていること。
 - シ. 配膳する料理については、大きさ等を十分に考慮し、食物の喉への詰まり等が無いように注意すること。
 - ス. 葬儀関係の料理の供給は、時間刻みで待ったなしの状況下で行うケースがほとんどであり、特に、正確さとスピードが要求されるので、これに十分対応可能なシステムと体制が整っていること。
 - セ. 供給する料理等の内容について、利用する住民より不満等の声が出ないノウハウを常に研究し、備え、また、万が一のトラブルが生じた場合には、誠意と責任を待って対応することが可能であること。
- (2) 申請者は、東松山斎場料理等取扱店登録申請書（様式第1号）に次の種類等を添付して指定管理者に提出してください。
- ア. 営業所一覧表
 - イ. 業務経歴書
 - ウ. 経営規模等総括表
 - エ. 市町村民税納税証明書
 - オ. 営業証明書（写）
 - カ. 営業許可書（写）
 - キ. 店舗及び調理場写真
 - ク. 案内図
 - ケ. その他、指定管理者が必要と認めた書類（現地確認書）
- (3) 指定管理者は、前号による申請を適当と認めるときは、登録する旨を申請者に文書により通知し、申請が業務経歴、取扱店の要件等から適当でないと認めるときは、登録できない旨を申請者に文書によって通知します。
- (4) 取扱店は、店頭に「東松山斎場料理等取扱店」の表示をしてください。
- (5) 取扱店は、料理等の申し込みを受けたときは、この要領に従って誠実にこれを実施してください。

4. 使用人数の申請

取扱店は、料理等を利用しようとする人数を前日までに「火葬時刻」「ご葬家名」「人数」を明記の上、様式自由にて斎場へ通知すること。追加があった場合は、その都度通知すること。

5. 登録の期間

取扱店として登録できる期間は 2 年間です。 但し、お申し出がない限り、 最長で令和 13 年 3 月 31 日まで自動継続とします。

また、1 年毎に登録料理業者の追加募集を実施予定です。

6. 取扱店の登録取消し

指定管理者は、取扱店がこの要領に定める事項に違反したときは、その登録を取り消すことがあります。この場合、取扱店に文書によって取り消しを通知します。

7. 取扱店の営業自粛

指定管理者は、取扱店が斎場又は、他の場所において食中毒等の発生を知り得た場合、当該取扱店に対し、斎場での営業について自粛を求めることがあります。

8. 趣旨の普及徹底

取扱店は、東松山斎場料理等取扱店の趣旨の普及徹底を図ってください。

9. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、指定管理者が別に定めます。

比企広域市町村圏組合東松山斎場料理等取扱店の 料飲食提供に関する遵守事項等

1. 安全管理について

東松山斎場に納入する料理については、特に衛生上に最大の注意を払い、食中毒の発生などに万全の対策を期してください。

2. 取扱店以外からの提供禁止等について

登録取扱店以外の業者からの提供は認められません。

3. 料理の単価等について

料理単価に制限は設けませんが、利用者の負担軽減に配慮した料金を設定してください。

4. 飲料の提供

(1) 飲料は売店から斎場の統一価格で利用者へ提供します。取扱店は、飲料については、全て売店の商品を利用してください。

(2) 飲料の提供については、売店従業員が数量の確認対応等を行います。

5. パンフレットの作成について

次により作成してください。

(1) 掲載内容

- ・ オードブル、料理、本膳、おしのご、価格、料理等取扱店名など
- ・ 写真やイラストはイメージであることを明示してください。

(2) その他

- ・ パンフレットに記載された事項に不都合があった場合は、刷り直しをお願いすることもありますので、注意してください。

6. 残った飲食物等について

(1) 残飯は、事業系のゴミとして持ち帰り、適切な処理をしてください。

(2) 飲料の空き瓶、飲み残しの後始末は、適切な処理をしてください。

(3) 未開封の飲料は売店従業員に申し出てください。飲料代金の請求から除外します。

7. 後片付け、清掃等について

- (1) 許可を受けた使用時間内に、当初の使用前の状態に最短で戻し清掃をしてください。
- (2) 後片付けの終了確認は売店従業員が立ち会いますので、売店従業員の指示に従ってください。

8. その他

- (1) 料理等の申込みを受けたときは、取扱店の登録要領、この遵守事項等その他、指定管理者が定める規定に従って誠実にこれを実施してください。
- (2) 使用通知「火葬時刻・葬家名・来場人数」を申請してください。（通知様式自由）
- (3) 万が一のトラブルが生じた場合には、誠意と責任をもって対応してください。
- (4) 料理等取扱店の登録申請に係る変更（会社名、代表者名、住所、調理場等）がある場合は、必ず事前に東松山斎場長に連絡してください。
- (5) 料理等取扱店に係る会議の開催がある場合は、必ず出席してください。
- (6) 売店従業員との連携を密にして、利用者に不都合がないように協力してください。